（信託業務を営む金融機関に対する意見聴取等）

第四十二条の三　法第十二条の二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、信託業務を営む金融機関に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一　説明会を開催する日時及び場所は、全ての信託業務を営む金融機関の参集の便を考慮して定めること。

二　当該申請をしようとする者は、全ての信託業務を営む金融機関に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第四十二条の五及び第四十二条の六第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

［イ～ハ　略］

三　［略］

2　法第十二条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

一　全ての説明会の開催年月日時及び場所

二　全ての信託業務を営む金融機関の説明会への出席の有無

三　全ての信託業務を営む金融機関の意見書の提出の有無

［四・五　略］

3　前項の書類には、信託業務を営む金融機関から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

（指定申請書の添付書類）

第四十二条の六　［略］

2　法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　第四十二条の三第一項第二号の規定により全ての信託業務を営む金融機関に対して交付し、又は送付した業務規程等

二　全ての信託業務を営む金融機関に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三　［略］

3　法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一～四　略］

五　役員が法第十二条の二第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

［六～九　略］

（信託業務を営む金融機関に対する意見聴取等）

第四十二条の三　［同上］

一　説明会を開催する日時及び場所は、すべての信託業務を営む金融機関の参集の便を考慮して定めること。

二　当該申請をしようとする者は、すべての信託業務を営む金融機関に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第四十二条の五及び第四十二条の六第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

［イ～ハ　同上］

三　［同上］

2　法第十二条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一　すべての説明会の開催年月日時及び場所

二　すべての信託業務を営む金融機関の説明会への出席の有無

三　すべての信託業務を営む金融機関の意見書の提出の有無

［四・五　同上］

3　前項の書類には、信託業務を営む金融機関から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

（指定申請書の添付書類）

第四十二条の六　［同上］

2　［同上］

一　第四十二条の三第一項第二号の規定によりすべての信託業務を営む金融機関に対して交付し、又は送付した業務規程等

二　すべての信託業務を営む金融機関に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三　［同上］

3　［同上］

［一～四　同上］

五　役員が法第十二条の二第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

［六～九　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。